問Ⅱ-1-④(代表理事の直接選挙)

新制度において代表理事を社員総会で社員が直接選挙することは可能ですか。

答

1 理事会を設置していない一般社団法人の場合

理事会を設置していない一般社団法人は、社員総会で代表理事を選定することが可能です(一般社団・財団法人法第77条第3項)。

- 2 理事会を設置している一般社団法人の場合
 - (1) 理事会を設置している一般社団法人の代表理事は、理事会で選定及び解職することとされています(一般社団・財団法人法第90条第2項第3号及び第3項)。そのため、理事会を設置している一般社団法人の代表理事は理事会で選定することが原則です。
- (2) 他方、理事会を設置している一般社団法人の社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができることとされており(一般社団・財団法人法第 35 条第 2 項)、その定款で定めることができる事項の内容については特に制限が設けられていません。そのため、理事会の決議事項を社員総会の決議事項とする旨の定款の定めを置くことも可能と考えられ、定款にその旨の定めを置くことにより、代表理事を社員総会で直接選定することも可能になります。
- (3) もっとも、法が、代表理事を選定及び解職する権限を理事会に付与した趣旨は、理事会による代表理事の職務執行の監督権限(一般社団・財団法人法第90条第2項第2号等参照)の実効性を確保するためと考えられます。そのため、このような法の趣旨に配慮し、理事会が代表理事を選定及び解職するという原則を維持しつつ、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させる方法も代表理事の選定方法の一つとして考えられます。

例えば、定款の定めにより、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。」旨の定めや、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。」旨の定めを置いた場合には、理事会が最終的に責任を持って代表理事の選定及び解職をすることができることとな

ります。

(注) 代表理事を複数置いていない場合には、代表理事を解職したときは、代わりの新 しい代表理事を選定することとなります(問Ⅱ-5-②(役員等の定数)参照)。

(参照条文)

- 一般社団·財団法人法第 35 条 (略)
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この 法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
 - 3・4 (略)
- 一般社団·財団法人法第 77 条 (略)
 - 2 (略)
 - 3 一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。
- 一般社団・財団法人法第90条 (略)
 - 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 (略)
 - ニ 理事の職務の執行の監督
 - 三 代表理事の選定及び解職
 - 3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。